夕張市財政再生計画の変更 (令和2年12月)の概要

- 〇 本年10月9日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和2年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- 〇 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針等については変更はない。

I 経過

- R 2.12.3 夕張市議会が財政再生計画の変更の議決
 - ッ 夕張市長が総務大臣宛の財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を北海道知事に提出
 - 北海道知事が意見を付して財政再生計画変更報告書及び財政再生計画 変更協議書を総務大臣に提出

Ⅱ 歳入・歳出額の変更における主な内容

<u>1 主な変更事項</u>

(1)財政調整基金積立(+538百万円)

令和元年度決算剰余金に係る繰越金(576百万円)について、今回の計画変更に必要な一般財源所要額を除いた上で、財政調整基金への積立を行うもの。 (財源)一般財源 538百万円

(2)石炭博物館模擬坑道空洞調査(+14百万円)

平成31年4月に火災が発生した夕張市石炭博物館模擬坑道の再開に向けて 地質調査及び分析を実施するため、必要な経費を計上するもの。

(財源) 一般財源 14百万円

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

地方譲与税の増(+3百万円)、国・道支出金の増(+23百万円)、繰入金の増(+11百万円)、その他の増(+572百万円)により609百万円の増

(2) 歳出

物件費の増(+31百万円)、扶助費の増(+14百万円)、繰出金の増 (+7百万円)、その他の増(+557百万円)により609百万円の増

(参考) 歳入・歳出の全体像

【一般会計】

(令和2年度予算) (単位:百万円)

(令和2年度予算) (単位:百万円					
	区 分	変更前	変更後	増減額	主な内容
歳入	地方税	893	893	_	
	地方譲与税	47	49	3	・森林環境譲与税 +3
	地方交付税	4, 821	4, 821	1	
	国・道支出金	2, 388	2, 411	23	・児童福祉費負担金【国】+10 ・児童福祉費負担金【道】+3 ・社会保障・税番号制度システム整備費補助金(住基) 【国】+5 ・社会保障・税番号制度システム整備費補助金(戸籍) 【国】+2
	繰 入 金	1, 415	1, 426	11	・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 +8 ・森林環境譲与税基金繰入金 +3
	地方債	1, 069	1, 069	1	
	その他	915	1, 487	572	・繰越金 +576 ・保育児童福祉費負担金 ▲7
	合 計	11, 548	12, 157	609	
歳出	人 件 費	1, 226	1, 226		
	物件費	1, 352	1, 383	31	・石炭博物館模擬坑道空洞調査 +14 ・ふるさと納税に係る特産品送付 +8 ・住民基本台帳システム改修(住民基本台帳システム) +5 ・住民基本台帳システム改修(戸籍システム) +2
	維持補修費	386	386		
	扶助費	1, 421	1, 436	14	・保育入所児童扶助 +14
	建設事業費	1, 251	1, 251		
	公債費	3, 435	3, 435	_	
	うち再生振替特例債	2, 558	2, 558	_	
	繰 出 金	851	857	7	·後期高齢者医療事業会計繰出 +5
	その他	1, 625	2, 182	557	・財政調整基金積立 +538 ・予備費 +10 ・森林環境譲与税基金積立 +5
	合 計	11, 548	12, 157	609	

[※]端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない。

(対政悪化)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

- 〇指標の整備と情報開示の徹 底
- ・フロー指標:実質赤字比率、連結実質 赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標:将来負担比率=公社・ 三セク等を含めた実質的負債による 指標
- →監査委員の審査に付し議会に報告し 公表

財政の早期健全化

- 〇自主的な改善努力による財 政健全化
- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、 外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められる ときは、総務大臣又は知事が必要な勧 告

財政の再生

- ○国等の関与による確実な再生
- 財政再生計画の策定(議会の議決)、外部 監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意 を求めることができる

【同意無】

・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限

【同意有】

- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期 間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる 場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

早期健全化基準

道府県:3.75%

市町村:11.25%~15%

連結実質赤字比率 📑

「道府県∶8.75% 市町村∶16.25%~20%

実質公債費比率

実質赤字比率

(健全財政)

25%

「都道府県・政令市:400%

市町村:350%

資金不足比率 (公営企業ごと)

将来負担比率

20%

経営健全化基準

財政再生基準

道府県: 5% 市町村: 20%

道府県:15% 市町村:30%

35%

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

3年間(平成21年度から平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の 策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

財政再生計画同意基準(平成二十一年総務省告示第百九十七号)

第一 総括的事項

- ー 同意基準の策定方針等
 - 1 財政再生計画同意基準(以下「本基準」という。)は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「法」という。)第10条第2項の規定に基づき、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況にある地方公共団体が、計画的な財政の健全化を図る観点から定めるものとする。
 - 2 本基準は、地方公共団体が地域における行政の実施及びその財政の運営にあたり法 令上遵守すべき事項に留意し定めるものとする。

二 その他

- 1 財政再生計画の同意に関する地方自治法第 250 条の3第1項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議から同意まで、おおむね1ヶ月とする。
- 2 本基準における用語の使用については、法、地方公共団体の財政の健全化に関する法 律施行令(平成19年政令第397号)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施 行規則(平成20年総務省令第8号)の例による。
- 3 本基準のほか、財政再生計画の同意にあたり必要な事項は別に定めるものとする。

第二 同意基準

総務大臣は、財政再生計画について協議を受けた場合には、法の規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、この同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

また、財政再生計画の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏まえ、審査を行うものとする。

一 計画策定方針

- 1 財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果が公正妥当なものであること。
- 2 実質赤字額がある場合にあっては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質 的に回復する計画であること。
- 3 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあっては、それぞれの比率を早期健全化基準未満とする計画であること。
- 4 再生振替特例債を起こす場合にあっては、当該再生振替特例債の償還を完了する計 画であること。
- 5 財政再生計画の達成に必要な各会計ごとの取組が明らかにされているものであること。

二計画期間

財政の再生を図るため必要な最小限度の期間内であること。

三 歳入

- 1 あらゆる資料に基づき正確にその財源を捕そくし、かつ、経済の現実に即応してその 収入を算定し、計画に計上しているものであること。
- 2 計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳入を見込むものであること。

四 歳出

- 1 法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定し、計画に計 上しているものであること。
- 2 計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳出を見込むものであること。
- 3 計画期間が財政の再生を図るために必要な最小限度のものとなるように、必要かつ 最少の限度の歳出を見込むものであること。

第三 財政再生計画の変更の同意基準

総務大臣は、同意を得ている財政再生計画を変更するための協議を受けた場合には、法の 規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、第二に定める同意基準のほか、この財 政再生計画の変更の同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。 また、財政再生計画の変更の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏ま

ー 変更の事由等

え、審査を行うものとする。

- 1 財政再生計画の策定に際して予想することが困難であった事情が発生し、既に同意 を得ている財政再生計画による財政の再生が困難であり、その変更がやむを得ない場 合であること。
- 2 法第 10 条第 6 項ただし書の規定に基づく協議を受けた場合にあっては、災害その他 緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的 余裕がなかったものであること。

二 財政再生計画の変更方針

- 1 財政の再生に支障を来すものでないこと。
- 2 必要最小限度の変更であり、財源の増加を理由としていたずらに財政規模を拡大させるものではないこと。
- 3 大規模な災害等による特別の場合を除き、原則として、計画期間の延長を伴うものではないこと。